

2019年3月20日

健康経営の一環としての「健康増進手当」の新設について

名鉄西部交通株式会社
名鉄西部交通西部株式会社
名鉄西部交通北部株式会社

名鉄西部交通グループは2019年度より、健康経営の一環として従業員の健康増進を目的とした「健康増進手当」を新設し、月額3,000円を支給することとなりました。

この「健康増進手当」は、在籍従業員の年齢が比較的高い弊社が日頃から抱えている健康問題の改善に焦点をあて、個々人で健康に対する意識を高めていただき、従業員の健康増進はもちろん、旅客運送事業としてより安全に業務を遂行できるようにすることを目的として新設いたしました。その使い道は従業員の任意によりますが、例えば各種検診代、禁煙外来通院代、スポーツ施設利用料などの健康増進に繋がることに自己投資していただくことを会社としておすすめしております。

またこの「健康増進手当」の支給に合わせて、2019年度の「わたしの健康目標」を従業員全員に設定していただきます。そしてその目標に向かって1年間過ごしていただき、1年後に振り返りを行うことで、自身の健康管理について意識を高めることや改善していくことも行ってまいります。

その他、弊社の2019年度の健康増進制度として、40歳、50歳、60歳になる従業員に対して人間ドックの検診費用を全額会社負担にする制度や、インフルエンザの予防接種全額会社負担制度、脳ドックの一部会社負担制度も併せて行うこととなりました。

弊社では、これからも健康経営に力を注ぎ、従業員がいつまでも健康でいきいきと働くことができる環境作りに努めていく所存であります。

以上